

緊急通報システムのご案内

緊急通報システムは、ひとり暮らし高齢世帯等に対し、装置を設置することにより、緊急事態（病気や事故）が発生した場合などにワンタッチボタンやリズムセンサーの作動で警備保障委託会社に通報し、必要に応じ消防署・警察署等に出動依頼する機能です。

【対象者】

近隣に親族のいない方で、身体上、環境上等の理由により緊急時の通報手段の確保が困難な次に該当する方

- 1 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
- 2 高齢者のみの世帯で一方が寝たきりの方
- 3 1～3級の身体障害者手帳の交付を受けた単身世帯の方

【申込方法】

市役所へ必要書類をご提出いただき、後日職員が状況調査のため訪問します。

【申請書類等】

- ・ 緊急通報システム装置設置申請書・承諾書
- ・ 緊急通報システム装置設置調査書
- ・ 緊急通報システム装置設置宅略図報告書他

【費用】

- ・ 設置、撤去及び保守並びに管理費用は、市が負担します。
- ・ N T T の基本料金及び通話料金は、利用者の負担となります。
- ・ 電話回線開通費用は、利用者の負担となります。ただし、生活保護世帯は、市が負担します。

【その他】

- ・ 協力員3名の登録をしていただきます。
- ・ 利用者は、緊急時に関係者等の敷地内への立入りを認め、関係者等が住居内に入るに際し、やむを得ず住居等の一部を破損しても修復等についての責任を問わないことに承諾していただきます。

【問合せ先】

北名古屋市役所 高齢福祉課 ☎22-1111

緊急時の流れ

